

宇土市パブリックコメント制度実施要綱を次のように定める。

令和2年3月27日

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市要綱第10号

宇土市パブリックコメント制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント制度に関して必要な事項を定めることにより、市の市民への説明責任を果たすとともに、市民の市政への積極的な参画を促進し、もって公正で民主的な開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント制度 市の基本的な政策等の策定に当たり、当該政策等の趣旨、目的、内容等必要な事項を広く市民等に公表し、公表したものに対して市民等から提出された意見及び情報（以下「意見等」という。）を考慮して意思決定を行うとともに、意見等の概要及びこれらに対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。
- (2) 実施機関 市長（公営企業管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 市民等 市内に住所を有する者、市内に事務所又は事業所を有するもの、市内の事務所又は事業所に勤務する者、市内の学校に在籍する者その他パブリックコメント制度に係る事案に利害関係を有するもの

(対象)

第3条 パブリックコメント制度の対象となる政策等の策定は、次に掲げるものとする。

- (1) 総合計画等市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画又はこれらを実施するための計画の策定又は改定
- (2) 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
- (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃
- (4) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げるものは、この要綱の規定を適用しない。

- (1) 政策等の策定に当たって、意見聴取等の手続が法令等により定められているもの
- (2) 審議会等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置される附属機関及びそれに準ずる機関をいう。）において、この要綱に準じた手続を実施して策定した答申等に基づき、実施機関が政策等を策定する場合
- (3) 実施機関の裁量の余地がないと認められるもの
- (4) 組織規則等の行政内部にのみ適用されるもの
- (5) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの
- (6) 地方税の賦課徴収、分担金、使用料及び手数料の徴収並びに補助金の交付に関する

もの

(7) 宇土市情報公開条例(平成11年条例第1号)第7条各号に該当する情報(以下「非開示情報」という。)を含むもの

(政策等の案の公表)

第5条 実施機関は、この制度の対象となる政策等の案(以下「素案」という。)に関する最終的な意思決定を行う前に、適正な時期を設けて素案を公表し、様式第1号により市民等に意見を求めなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により素案を公表しようとするときは、次に掲げる関連資料を併せて公表し、市民の理解を促進するよう努めるものとする。

(1) 素案を策定する趣旨、目的及び背景

(2) 素案の要約

(3) 前2号に掲げるもののほか、素案に関連する資料

(公表方法)

第6条 前条の規定による公表は、公表しようとする素案及び同条第2項各号に掲げる関連資料(以下「素案等」という。)を実施機関の窓口及び情報公開コーナーにおいて閲覧に供するとともに、市のホームページに掲載する方法により行うものとする。

2 前項の規定により素案等を公表する場合において、公表しようとする素案等が相当量に及ぶときは、素案等全体の入手方法を明示した上で、その概要の公表に代えることができる。

3 第1項に定めるもののほか、実施機関が必要と認めるときは、広報紙の掲載又はインターネットを利用した方法等により、市民への周知に努めるものとする。

(意見提出の期間及び方法)

第7条 実施機関は、1月間を目安とする提出期間及びその提出方法を定め、素案等を公表する際に明示するものとする。

2 意見の提出は、次に掲げる方法によるものとする。

(1) 郵便

(2) ファクシミリ

(3) 電子メール

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定めるもの

3 意見を提出しようとする市民等は、原則として住所、氏名その他の必要な事項を明らかにしなければならない。

(意見の処理及び意見等の公表)

第8条 実施機関は、提出された意見を考慮して素案に関する決定を行うものとし、提出された意見(提出意見がなかった場合はその旨)及びこれらに対する市の考え方並びに素案を修正したときは当該修正の内容及びその理由を様式第2号により公表しなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りではない。

(1) 賛否の結論のみを示したもの

(2) 内容が案件に合致しないもの

(3) 意見募集の際に指定した手続を経ないで提出されたもの

(4) 非開示情報を含むもの

2 実施機関は、前項の規定により考え方を公表するときは、意見等の提出者に個別の回答は行わないものとし、提出された意見等のうち類似の意見等及びこれに対する実施機関の考え方をまとめて公表することができるものとする。

3 前項の規定による公表については、第6条の規定を準用し、公表期間はおおむね6月程度を目安とする。

(一覧表の作成)

第9条 市長は、パブリックコメント制度を行っている案件の一覧表を作成し、市のホームページへの掲載等により公表するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和2年3月27日から施行する。

2 宇土市パブリックコメント制度実施要綱（平成16年要綱第6号）及び宇土市パブリックコメント制度運用要領（平成16年要綱第7号）は、廃止する。

についてご意見募集します。

部 課
年 月 日

宇土市では、 のため、 を策定することとしており、この
度、その素案を作成いたしました。

つきましては、この について、下記のとおり市民の皆様からのご意見を
募集いたします。

1 ご意見募集の対象

2 ご意見募集の期間

年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）

3 素案の入手方法

宇土市ホームページに掲載しており、また、 課窓口、情報公開コーナーでも
閲覧できます。

4 ご意見の提出先・提出方法

ご意見については、住所、氏名（団体としてのご意見であれば団体名）及び電話番号、
職種（会社員、公務員、学生など）を明記の上、以下の方法でお送りください（様式は
問いません）。なお、電話や口頭による意見の提出は受付できませんので、ご了承ください。

【電子メールでの送付】 @uto.kumamoto.jp

【郵送での送付】 送付先 〒 8 6 9 - 0 4 9 2 （市役所専用）

宇土市 課 行

※郵便番号を記載されるだけで、市役所に届きます。

【FAXでの送付】 FAX番号 0 9 6 4 - 2 2 -

宇土市 課 行

5 ご意見の取り扱い

提出していただいたご意見の概要と、それに対する市の考え方を、宇土市ホームペー
ジなどで一定期間公表いたします。その際、氏名等の情報については公表いたしません。
なお、提出していただいた方に、ご意見等の取扱いについて個別に回答はいたしません
のであらかじめご了承ください。

様式第2号（第8条関係）

に関する意見募集の結果について

部 課
年 月 日

について、市民の皆様からいただきましたご意見の概要とこれらに対する市の考え方を下記のとおりお知らせいたします。
ご意見をお寄せいただきありがとうございました。

1 意見募集期間 年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）

2 意見件数（提出者数） 件（ 名）

3 意見の取扱い

内訳	内容	件数

4 意見の概要と市の考え方

ご意見・提案の概要	市の考え方